

「吹田市在日外国人教育指針」

吹田市教育委員会

昭和58年（1983年）年5月9日制定

平成29年（2017年）年4月1日改訂

本市には、在日韓国・朝鮮人や、中国のほか様々な国籍の人たちが暮らしています。

とりわけ在日韓国・朝鮮人については、過去における日本の国家政策のもとに日本国内に居住を強いられるに至った人たちやその子孫も多くいます。近代以降の歴史的経緯や社会的背景の下で生み出された民族的偏見や差別意識がいまだに残り、ルーツを明かせないままに生活する人も少なくない現状があります。時間の経過とともに世代交代が進み、日本で長く生活していく中で、偏見や差別を避けるために日本国籍を取得する、本名ではなく通名で生活するなど、その人たちの存在や思いが見えにくくなっている状況があります。国としても、平成28年（2016年）に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」を制定・施行するなど、問題意識も高まっています。

このような課題を解消していくには、憲法における基本的人権の尊重はもとより、国際人権規約や人種差別撤廃条約に示されている人権保障、人権尊重の理念に基づき、現在に至るまでの歴史的経緯や社会的背景さらに在日韓国・朝鮮人の願いを正しく受けとめ民族的偏見や差別をなくすよう努めていくことが必要です。

一方、近年では様々な国からの帰国・渡日児童・生徒も増加しており、日本での生活経験や言語力、国籍に関係なく教育を受ける権利を保障していくことが重要な課題となっています。

在日外国人児童・生徒（日本国籍で外国にルーツを持つ人々を含む）が民族的自覚や誇りをもち、日本での生活を円滑に送り、教育を受けるために必要な支援や指導を行うとともに、日本人を含めた全ての児童・生徒に多文化共生教育をより一層進めていくことも必要です。

本市においては、昭和58年（1983年）に「在日外国人教育指針 主として韓国・朝鮮人児童・生徒の教育」を策定し、これまでも在日外国人に対する偏見や差別をなくすよう教育活動全般を通して行うことを推進してきました。これからも違いを認めあい、ともに生きる社会を築くことをめざして、次の点について、国際理解・国際協調の精神を培うとともに、その態度の育成に努めていくことが重要です。

- 1 日本と韓国・朝鮮との関わり、特に歴史的経緯を正しく認識させ、在日韓国・朝鮮人に対する民族差別や偏見をなくすよう努めます。
- 2 在日外国人児童・生徒に日本語指導等の適切な支援、指導を行うとともに、異なる文化、習慣、価値観を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、自己実現を図ることができるよう、多文化共生教育を推進します。
- 3 在日外国人児童・生徒が自らの自覚と誇りを高めることができるよう指導します。なお、指導にあたっては、本人・保護者の願いや生活の実態に根ざして行う必要があります。
- 4 在日外国人児童・生徒の進路については、関係諸機関との連携を密にししながら、将来への展望が持てるよう適切な指導を行います。
- 5 在日外国人教育を積極的に推進するため、教職員が民族差別に対する正しい認識を深め、指導力の向上を図る必要があります。そのために研修の機会を拡充するとともに、教職員の研究活動が一層充実するように努めます。